

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第21号によって進めます。

日程第1、議第9号「令和8年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第6、議第14号「令和8年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」までの6案件を一括議題といたします。

この際、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長。

[予算特別委員長 星川薫 議員 登壇]

◎予算特別委員長(星川薫議員)

皆さん、おはようございます。今定例会において、当予算特別委員会に付託されました「令和8年度一般会計予算」をはじめとする予算議案6案件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当予算特別委員会は、去る3月9日、10日の2日間にわたり、議場において、委員全員による予算特別委員会を開催し、当局から市長、副市長、各行政委員会の長、並びに各課長等の出席を求め、総括質疑を行いました。

付託されました6案件の予算案について、慎重に審査し、終始活発な質疑応答がなされました。さらに、審査の慎重を期するため、各常任委員会を母体とする、2つの分科会を設置し、それに付託の上、去る10日から、それぞれの分科会において、詳細に審査を行ったところであります。

分科会における審査の結果につきましては、先の特選特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ詳細に報告がなされたところであります。

令和8年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における後期基本計画の初年度にあたります。本委員会といたしましては、これまでの前期計画での成果をさらに発展させ、市民が幸せを実感できるまちづくりが着実に推進されることを強く望むものであります。

それでは、示されました新年度予算案に対する総括質疑の概要について、その特筆すべきものについて申し上げますが、当予算特別委員会は、全議員で構成しておりますので、詳細については、割愛をさせていただきます。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

令和8年度の歳入予算において、市民税は前年度比8.6%の増額を見込んでおり、主食用米の価格高騰や尾花沢すいかの販売好調など、本市の基幹産業である

農業所得の伸びを反映したものとところであります。

増加する歳入を適切に市民サービスへ還元するとともに、持続可能な農業振興策を推進し、安定的な税收確保に繋げるよう要望したところであります。

ふるさと尾花沢応援寄附金については、前年度比9.7%増の17億円を見込んでおりますが、寄附額の目標達成に向け、銀山温泉にQRコードを設置する現地決済型納税などの手法をスピード感を持って取り入れるよう要望したところであります。

一方、統合小学校建設事業の継続に伴い、市債が35億1,000万円と大幅に増加しております。将来世代に過度な負担を強いることのないよう、健全な財政規律を堅持しつつ、適正かつ戦略的な予算執行に努められるよう求めるものであります。

次に、歳出について申し上げます。

人件費や物価高騰による歳出の増加、また統合小学校建設事業をはじめ、大規模事業に今年度から本格的に着手しており、厳しい財政事情が続くものと思われまます。これまでの事業における効果、検証をしっかり行いながら、重点事業に取り組まれるよう要望するものであります。

まず、一般会計第2款総務費に関して申し上げます。

市報発行事業について、DTPソフトの導入による工程の内製化により、事務の効率化とミスの抑制を図るとの説明がありました。市報作成業務にソフトを活用して質の向上を図るとともに、読者モニター制度を導入するなど、市民の意見をより一層紙面づくりに活かすための方策を、継続して検討するよう要望したところであります。

地方創生地域づくりアドバイザー事業について、令和7年度の成果として、特定地域づくり事業協同組合の設立について説明があり、新年度も第7次総合振興計画に基づく「まちづくり事業」を最優先に進めていくとのことですが、空き公共施設や廃校になる学校の利活用についても注力し、実行性のある施策展開に繋げるよう要望したところであります。

特定地域づくり事業については、9者が加盟する「尾花沢マルチワーク事業協同組合」が設立され、2名の職員を雇用、最短で6月の開始に向け調整中であり、補助金は実績に応じ交付されるとのことですが、収益確保と将来的な自立運営を見据え、協同組合への伴走支援を要望したところであります。

公共交通再編事業について、今回の運行エリア拡大は、現在、公共交通の空白地となっている「大海平」「荻袋開拓」「西野々」の3集落を、新たに「おぼく

る」の対象地域に追加するもので、本年4月からの利用開始に向け周知を図っているとのことであります。

市民の日常生活を支える持続可能な公共交通体系の確立に向け、本事業の着実な推進を求めたところであります。

次に、第3款民生費に関して申し上げます。

高齢者等買い物支援事業については、利用者が減少傾向にあるものの、事業継続の要望を受け、商店街協同組合と連携し取り組まれているとのことでありますが、これまでの買い物支援を継続するだけでなく、他市町村の取り組み等も参考にしながら、民間事業者が行う移動スーパー等とも連携し、利用者のニーズに合った買い物支援となるよう要望したところであります。

こども誰でも通園制度について、対象者は保育施設に通っていない6カ月から3歳未満の児童で、本市では15名程度を想定している旨の説明がありました。令和8年度から公立保育園3園で実施するとのことでありますが、特に、乳幼児一人ひとりに寄り添った安全第一の運用を要望したところであります。

次に、第5款労働費に関して申し上げます。

シルバー人材センター運営事業について、花笠づくりの状況として、材料となる「スゲ」の確保が課題となっており、製作者への支援については、運営補助金の中から花笠1個につき300円を配分金に上乗せして支給しているとのことでありますが、シルバー人材センターと連携し材料の確保に努めるとともに、処遇改善や技術伝承に向け、ふるさと納税の活用も含めた多角的な支援を要望したところであります。

次に、第6款農林水産業費に関して申し上げます。

遊休農地リフレッシュ&アクション事業について、令和7年度の実績は、県の補助事業が1件、県事業の対象外を支援とする「市単独事業」が6件あり、初年度から着実に利用されているとの説明をうけ、今後も遊休農地の再生に向けた需要が見込まれることから、予算の確保や周知を徹底されるよう要望したところであります。

多面的機能支払交付金事業について、有害鳥獣対策への活用は、適切な農地管理が鳥獣の出没抑制に繋がる一方で、管理不十分による返還規定があるため、各組織で実施可能な範囲を見極める必要があるとのことであります。

現場の負担軽減に配慮した柔軟な支援を行うとともに、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策についても、積極的な周知と活用を促すよう要望したところであります。

航空レーザー測量共同実施費負担金について、森林整備の基礎資料となる森林簿作成には航空レーザー測量が有効であるものの、多額の経費を要することから、令和4年度より国・県・市町村が連携し、県が一括発注する共同実施方式でおこなうもので、費用負担は県が20%、市町村が80%で、令和8年度が最終年になるとの説明がありました。

本事業を通じて得られる詳細なデジタルデータを、現場の森林整備や防災対策等に幅広く、かつ有効に活用されるよう要望したところであります。

次に、第7款商工費に関して申し上げます。

徳良湖スノーランド運営事業について、来客数が過去最高を記録し認知度が高まっている一方で、圧雪車の故障により他施設から車両を借用し営業したとのことであります。圧雪車は、来場者の安全を高めるとともに、雪をテーマとしたコンテンツを磨き上げる上で重要であることから、老朽化した圧雪車の更新や修繕に向けた検討を要望したところであります。

尾花沢・大石田青少年少女発明クラブ運営支援事業について、これまで、協力企業からパソコンを借用し活動しておりますが、持続可能な活動にするためパソコン30台の購入を計画しているとの説明がありました。

現在、市内企業から多くの寄附が寄せられておりますが、市においても購入経費について支援するとのことであります。今後も、安定的に活動を継続できる支援体制を維持されるよう要望したところであります。

次に、第9款消防費に関して申し上げます。

救急救命処置の拡充に伴い新規導入予定のビデオ喉頭鏡については、より安全・確実な気道確保が可能となり、救命率向上が図られるとのことであり、救助資機材等総合整備事業であるドローンについては、災害現場の状況把握に活用し、事案に応じて適切な車両に積載して運用するとのことであります。

新たに導入される資機材を最大限活用できるよう習熟訓練を徹底するとともに、ドローンによる迅速な情報収集体制を構築し、消防・救急体制のさらなる充実を要望したところであります。

次に、第10款 教育費に関して申し上げます。

教育支援センター設置事業について、学習支援や教育相談等を柱とし、令和8年度より「教育支援センター」へ名称変更し、学校復帰のみならず社会への自立を促す姿勢を明確にしたもので、不登校対策支援員を1名増員し体制強化を図るとのことでありますが、現在の開設場所は閉塞感があり、移転を検討されるよう要望したところであります。

史跡延沢銀山遺跡整備事業については、国指定史跡である「延沢銀山遺跡」の適切な保存と将来的な活用指針を定めるため、専門家や地元関係者など総勢14名の体制で保存活用計画の策定を進めており、令和8年度は、残る第5章から第12章までの策定と冊子の取りまとめを行う予定との説明がありました。

これまでの発掘調査等の実績や、地域住民への知見も反映させ、本市の貴重な財産を次世代へ引き継ぎ、地域振興にも資するよう着実な整備推進を要望したところであります。

地域活性化事業について、地域の課題解決や地域づくりを支援するチャレンジ事業は、昨年度9団体に助成し、登山道整備や各地区での創意工夫を凝らした交流事業など、地域の活性化に向けた多様な取り組みが展開されているとのことですが、他地域への波及を促進する仕組みづくりと、積極的な情報共有に努められるよう要望したところであります。

次に、国民健康保険特別会計 中央診療所施設勘定について申し上げます。

中央診療所の令和8年度の運営体制と診療収入見込みについて、外来の診療収入は、新たな常勤医師が1名配置されたことにより、週5日の診療日が確保されることから、前年度当初並みとし、入院の診療収入については、医師の負担を考慮し、段階的に再開していくことから、前年度当初の8カ月分と見込んだとのことであります。

市民のニーズに応えるべく、医師のみならず看護師等の人員確保に万全を期し、経営基盤の強化を踏まえながら、より安心安全な医療サービスを提供できるよう要望したところであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護予防生活支援サービス事業費について、新規導入される「通所型サービスC」は、生活機能低下を改善する場を確保するため、理学療法士等の専門職が短期集中的に指導を行い、機能改善を図り要介護状態への進行を防止するとのことであります。

専門知見を最大限に生かし、利用者が目標を持って取り組める体制を整えるとともに、効果的な運用と丁寧な周知を要望したところであります。

本日報告した要望事項に関しましては、今後、所管事務調査等を通じて、検証していく予定であります。

以上、付託された予算議案6案件に対する審査の過程について申し上げますが、当予算特別委員会としては、「令和8年度尾花沢市一般会計予算」をはじめとする予算議案6案件については、全会一致を以って、

いずれも、原案のとおり可決すべきであるとの、決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

予算議案の審査にあたり、詳細なる資料を提出され、誠心誠意、説明にあたられました市当局、そして、真剣に審査にあたられました委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

この際、申し上げます。予算特別委員長に対する質疑であります。予算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたします。

次に、討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、採決いたします。まず、議第9号「令和8年度尾花沢市一般会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第9号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号「令和8年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号「令和8年度尾花沢市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第11号は、委員

長報告のとおり決しました。

次に、議第12号「令和8年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第13号「令和8年度尾花沢市簡易水道事業会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第14号「令和8年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第7、議第15号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第15、議第23号「尾花沢市過疎地域持続的発展計画について」までの9案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、9案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第7、議第15号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第16号「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第17号「尾花沢市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第18号「尾花沢市都市公園条例

の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第19号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第20号「尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。和田哲議員。

◎12番(和田哲議員)

議席番号12番の和田です。よろしくお願ひします。

私からは、2点お伺ひしたいと思ひます。1点ずつお伺ひしますので、よろしくお願ひいたします。

質疑の論点は、現行の第9次尾花沢市ふるさと暮らし応援条例との比較をベースに質疑させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず1点目ですが、この条例の位置づけについてお伺ひします。現行の第9次尾花沢市ふるさと暮らし応援条例は、3年間をスパンとした限時法、いわゆるサンセット条項であります。この度上程されております議第20号の尾花沢市ふるさと応援条例の設定案につ

いては、令和8年1月1日から期限を設けずずっと続いていく条例になると思われまひます。このように附則から条例の失効を削除したことによつて、今後の市政運営において、この条例の位置づけが少し変わる部分がありましたら教えていただきたひと思ひます。

◎議長(菅野修一議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(鈴木賢君)

お答えします。この「尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」であります。他の自治体の例なども参考にしながら、やはりこの目的理念の部分は、半永久的というか、引き続きずっと変わるものではないと思ひておひます。なお、9次まで行ひましたけれども、3年スパン、今度10次のほうは、この規則で定めるような形で、これも引き続き3年スパンで考へて、引き続き充実を図りたいと思ひておひます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

和田議員。

◎12番(和田哲議員)

位置づけについては承知いたしました。それでは次は条例の内容についてなんです。今の課長のほうから第3条のほうで規則のほうで定めると、非常にすっきりした条例だと思ひます。合計3条の条文しかなくてですね、非常にすっきりしたので、行政としては施行規則の中で柔軟に対応ができるというメリットがあるかと思ひますが、やはり我々尾花沢市民からするとですね、第9次尾花沢市基本条例の中の事業に特定された事業とその他の事業ということで、7つの事業が列挙されておひまして、それに基づいて施行規則を実施していただひているという状況であります。この度、条例を可決するにあたり、その事業がですね、第3条の委任の中で、全て規則に行くということですが、その規則の中でも第9次に盛り込まれておひたその事業っていうのは引き継がれていくというふうに考へてよろしいでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(鈴木賢君)

お答えします。第10次のほうも引き続きであります。なお、常任委員会等でも説明いたしましたけれども、拡充する部分、一部内容、3カ年の反省を踏まえて、この部分は削除する部分という部分を、常任委員会等でもご説明いたしましたけれども、基本的には充実を図つて引き継いでいくものと認識しておひます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

和田議員。

◎12番(和田哲議員)

ご説明ありがとうございます。おそらく今回のこの条例案が可決されれば、今後よほどのことがない限り条例改正ってなくなってくるのかなと思われま。です。で、我々議員としても議会で触れる機会というのはこれまでよりも減ってくるのかなと思います。一方で、そのような条例が可決されれば、我々市民としてもどういった施行内容になっているのかという部分が見えづらくなる部分もあるかと思。いますので、今後規則の中で大きな事業の追加や削除、いろんな変更点がありましたら、ぜひ我々市民、議会のほうにでも丁寧なご説明をよろしくお。願い申し上げまして、質疑を終わりたいと思。います。ありがとうございます。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。が、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認め。ます。よ。って、議第20号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第21号「尾花沢市一般職の職員の旅費に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。が、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認め。ます。よ。って、議第21号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第22号「尾花沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営等の基準に関する条例の設定に

ついて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。が、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認め。ます。よ。って、議第22号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第23号「尾花沢市過疎地域持続的発展計画について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。が、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認め。ます。よ。って、議第23号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、「各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認め。ます。よ。って、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長より、議第24号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)」から議第29号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの6件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら6件の議案を日程第17か

ら日程第22とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第17 議第24号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」から日程第22、議第29号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの6案件を一括上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

今定例会に追加提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第24号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」についてですが、債務負担行為を追加するものです。

第1表「債務負担行為補正」ですが、「中学校通学バス運行業務委託（福原）」について、事業の円滑な実施に資するため、追加をお願いするものです。

議第25号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてですが、事業勘定の総額を「増減なし」とし、予算の総額を19億7,000万1,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ207万2,000円を追加し、予算の総額を3億9,270万8,000円とするものです。

事業勘定については、保険給付費について、決算見込みにあわせ予算を調製し、中央診療所施設勘定繰入金を追加するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、決算見込み等にあわせ、一般管理費を追加し、歳入については、事業勘定繰入金により予算を調製するものです。

次に、追加提案しました一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第26号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、子ども・子育て支援金制度の創設等に伴い、国民健康保険税の税率を改正するため、提案するものです。

議第27号【債務負担行為】令和7～9年度、尾花沢市立尾花沢小学校地中熱融雪設備設置工事請負契約の締結についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものです。

議第28号「損害賠償の額を定めることについて」ですが、旧上柳健康増進施設地内において発生いたしました車両物損事故の損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、提案するものです。

議第29号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の辞職に伴い、後任委員の任命について同意を求めため、提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なる御審議の上、原案のとおり御可決、又は御同意くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第23、議第24号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」から日程第28、議第29号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの6案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第23、議第24号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第24、議第25号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第25号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第25、議第26号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第26号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第26、議第27号「【債務負担行為】令和7～9年度、尾花沢市立尾花沢小学校地中熱融雪設備設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

青野隆一議員。

◎1番(青野隆一議員)

それでは、私のほうから、今般締結をされました地中熱設備工事契約について、何点かご質問をさせていただきます。

これまでの小学校工事について、経過について整理をさせていただきますけれども、尾花沢小学校新設工事を辞退されましたJVの申出されたとおり、開校時期が1年延長され、そして予定価格も低いということで2億3,320万円が増高されました。そして今回、JVの積算と設計書の間に億単位の大きな乖離があったということから、地中熱、地中熱融雪設備工事については分離発注ということになりました。この経過から、いわば辞退をされたJVさん側の要望が採用されたと

いう結果となりましたけれども、発注者である市、あるいは設計をされた鈴木設計さんほどのように受け止めておられるのかお伺いをいたします。

また、JVの積算と設計書の間に億単位の大きな乖離があったということについて。何回か説明をお受けしましたけれども、予定価格は1億4,160万円と思った以上に低い少額でございました。改めて分離発注する必要があったのかどうかお伺いいたします。さらに、工期は令和9年7月30日としておりますけれども、校舎建設と関連してどのようなタイミングで工事は行われるのか、併せてお伺いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

議員にお答えをいたします。この度の地中熱融雪設備設置工事につきましては、先ほど来ご説明を申し上げておりますとおり、昨年夏の入札不調に端を発し、分離発注とさせていただいたものでございます。その際にご説明をさせていただいたとおり、不調原因の調査の中で、原因は主に工期と辞退を決定づけるものではありませんけれども、価格といった部分でございませぬ。その価格の部分につきましては、具体的には尾花沢市の豪雪を懸念材料とされたものでございまして、除雪費の不足の経費かかりましたがリスクとされたものでございます。事業者よりご協力をいただきまして、積算内訳と我々の予定設計書を対査をさせていただいたところ、その中で地中熱融雪設備工事が億単位の差額があるということを見出いたしました。先ほど申し上げたとおり、JVにおかれましては、入札不調の主な原因は工期であります、経費についてもその内容は除雪ということであり、地中熱については不調の原因とはなっておりませんでした。ただし、再入札を行うにあたって、もう一度入札を実施した時、この地中熱融雪設備工事が原因となり、今度は価格面で不調のリスクがあるということから、改めて分離発注とさせていただいたものでございます。結果的に入札落札業者が現れましたことから、我々としては大変良かったと思っている受け止めでございます。こちらは設計業務を行いました事業者におかれましても同様と捉えているものでございます。

あと、施工の時期についてでございますが、今後工期の設定等にもありますとおり、具体的には、体育館棟のすぐ西側に井戸、採熱用の井戸を掘るものでございます。そのため、体育館の足場を撤去しないと設置できないということから、この体育館工事との進捗と

の兼ね合いも考慮しまして、このような工期設定とさせていただきますのでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

契約金額が1億4,000万円弱ということで、先ほど申し上げましたように、いわゆるJVと設計書、設計書との間に億単位の乖離があったという説明について考え合わせますと、1億4,000万円という、私は4、5億円ぐらいかなというような想定をしておったのですが、これがこの分離発注をする大きな要因になったという説明については、なかなか理解しがたいところがございます。先ほど言いましたように、体育館の足場を撤去してから、そのパイプを設置するという工程になりますと、この程度の金額であれば、私はやっぱり、本来であれば一体工事でやったほうが良かったんじゃないかなというふうなことがございますので、改めてちょっと分離発注したという、その内容ですね、分離発注しなければならなかったという理由についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

あと、今回の入札の執行状況でありますけれども、3回の入札を経て、落札額は1億3,300万円、入札率は93.9%と低い状況でございました。いわば予定価格の積算について、低すぎるということがなかったのかお伺いいたします。また、今回の契約金額が今後ですね、増額をされるというふうなことになるのであれば、どんなことが想定をされるのかお伺いいたします。併せて、年間の維持管理費、あとサルナートに今ヒートポンプを設置をした地中熱工事設備が稼働しているわけですけれども、その効果についてはどのように評価をされているのかお伺いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えをいたします。分離発注としました理由につきましては、先ほどと同様の回答になりますけれども、これを新設工事本体工事と組み合わせて発注をし、入札を行った場合、この部分が2回目の入札につきましては、この部分をリスクとして再度不調になる可能性があったということを分析し、分離をさせていただいたのでございます。議員におかれましては、ただ今その乖離の程度ということで、4、5億円ではないかということでありますけれども、その金額については、この場でちょっとお話をすることはちょっと微妙な部分でありますけれども、当たらずとも遠からずという

程度の、本当に差額があったものでございましたので、分離発注は妥当なものと考えているところでございます。

この度入札が3度行われたことによりまして、タブレットに示しました入札顛末書とおりの結果となったところでございます。予定価格の設定が低すぎたのではないかということでございますけれども、手前どもとしては予定価格は、すなわち設計書価格でございます。その設計書の内容につきましては、相当吟味をさせていただいておりますので、適切なものと考えているところでございます。

次に、今後工事を進めるにあたって、変更の可能性についてでございますけれども、現段階では予定しているものはございません。ただし、工事の常でございますので、施工条件の想定と設計との不一致により変更というものはいずれ生じる可能性もございますので、現在は予定しておりませんということだけ申し上げておきたいと思っております。

あと、地中熱融雪設備の維持費についてでありますけれども、こちらのほうは、地中熱を熱だけを取り出し、それをヒートポンプ設備によってさらに緩和させ、児童が歩行する箇所の雪を溶かし、歩きやすくするというものでございますけれども、これにつきましては、その冬の豪雪の程度によりまして変動をするものでございます。我々のほうで試算したものはございますけれども、この場でお示しできるような数字でございませぬので、ご容赦いただきたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他に、統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

答弁まだございました。サルナートの融雪の状況でしたけれども、こちらのほうにおきましては、職員の皆さんご覧になっていたかと思っておりますけれども、大変有効に融雪がなされていたものと感じております。また、この庁舎の屋上のパラペットに近い部分等につきましても、同様のシステムを導入しておりますけれども、冬場、私も拝見をさせていただいたこともありますが、相当雪はないというようなことで、効果があるものと認識しているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今のサルナートの状況について、非常に有効だというような説明でございました。今回発注されました地中熱設備工事についても、新たな学校の中での管理、

あるいは雪害の防止等についても十分期待をされるものかなというふうに思っております。

今ニュースでも、春闘では大手企業が5%前後満額回答という状況になってきております。イラン情勢なんかを見ますと、ガソリンが200円を上回るような、本当に想定できないような昨今の今後の状況が続いておりますけれども、私はやっぱり発注する市が主体性を持って、やっぱり今後とも工事を進めていただきたいというふうに思いますし、なおさらこれから発注するさまざまな工事につきましても、そういったさまざまなこれからの状況の変化、見通すのは大変難しい。職員の皆さんにも大変なご苦労があるかと思っておりますけれども、限られた財源の中で、やっぱりその有効性、あるいは効率性、こういったものを十分に勘案しながら、業務の遂行についてもお願いしたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

他に、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第27号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、議第28号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第28号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第28、議第29号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第29号については、人事案件でありますので、先例により質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって議第29号については、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第29号は、これを同意することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については全部終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

3月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、去る2月27日から21日間にわたり、慎重なるご審議を賜り、提出いたしました令和8年度予算案並びに各種重要案件について、原案のとおりご可決、ご同意いただきました。厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和8年度からスタートする、第7次尾花沢市総合振興計画後期基本計画の初年度予算を中心に、活発なご意見を頂戴いたしました。中でも、今冬の状況を顧みますと、1月下旬からの急激な降雪により、2月5日には災害救助法が適用されるなど、未曾有の事態に見舞われました。そのため、この教訓を踏まえ、持続可能な除排雪体制の構築に向け、市道除雪の維持のみならず、高齢者世帯への支援や空き家の雪下ろしなど、本市の克雪対策の強化について多くのご意見をいただいたところであります。また、この春から始まる中学校の統合に伴うスクールバスの運行をはじめとする教育環境の整備、さらには地理的表示保護制度GIへの登録申請を行った、雪降り和牛尾花沢のブランド化や、尾花沢すいか農学校を通じた担い手育成、消防活動用ドローンの導入による防災DXの推進など、本市の将来を見据えた諸施策につきましても、熱心なご議論を尽くしていただきました。審議を通して賜りましたご意見やご要望につきましては、今後の市政運営に十分反映しながら取り組ん

令和8年3月19日本会議

でまいります。そして、本市の将来像である、「このまちで ともに生きる しあせな時を刻むまち」の実現に向けて、限られた財源と人員の中で、健全な財政運営を堅持しつつ、時代の変化に即した行財政の最適化をより一層強力に推進してまいります。

3月も半ばを過ぎ、ようやく春の兆しが見え始めてまいりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、市政発展に向け、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。結びに、市民の皆様の安全な暮らしと本市の持続的な発展のために、誠心誠意努力してまいることをお誓い申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上をもちまして、令和8年3月定例会を閉会いたします。長期間にわたり、ご審査・ご審議誠にご苦勞様でございました。

閉 会 午前11時12分